

1. 世界経済・市場環境の変化への対応

- 本年初は、世界経済も日本経済もリーマンショック以降で最も良い状態かと思われる。ただし、金融監督者という職業柄、こうした Benign な状況が今後も続くのかについては、全く安心していない。殆どの資産クラスにおいて価格が高い水準にあり、中には明らかに価格が持続可能でないとと思われる資産も見受けられる。
- また今年も、先進国における金融政策の正常化に向けた動きがどの程度のペースで進展するかにも注意が必要。流動性プレミアムや信用プレミアムがない状態がこれまで長く続いてきた結果、正常な市場規律の感覚が金融機関のリスク判断において、失われてきていけば、それは危険なことである。今から 30 年前の 1980 年代の終わりを思い出すと、日本における地価や株価が永遠に上昇するような錯覚があったのではないかと。バブルが崩壊してからは、「債券の時代」が長く続いてきたが、国際的にもその終焉が迫っていると指摘する有識者が増えている。全ての価格は、いつかは経済のファンダメンタルズを反映した本源的なレベルに戻ることを忘れないことが重要。
- 現在のような経済・市場環境下では、つい足元の収益拡大のためリスクテイクに走りがちである。テールリスクの存在を十分認識し、収益性と健全性の適切なバランス確保に努めてほしい。一部の銀行においては、足元の短期的な収益を増やそうと取引の維持・拡大を重視し、事業の実態把握を疎かにするなど、融資規律を緩めている事例も見られ、注意が必要。
- 世界経済が回復し、グループとしての収益性を維持できているうちに、構造的な体質改善や将来を見据えた投資など、中長期的な企業価値を向上するための改革を実施してもらいたい。

2. 世界的な脅威への対応

- 日本の金融機関のマネロン・テロ資金供与対策及びサイバーセキュ

リティ対策への取り組みは万全か懸念がある。主要行においては、これらのリスクを経営のトップリスクとして捉え、対策を実施し、その水準を引き上げていく必要がある。

(1) マネロン・テロ資金供与対策

- マネロン・テロ資金供与対策については、グローバルな要求水準が年々上がってきている中、タイムリーに対応できていない、管理態勢が不十分であるといったケースが見受けられる。例えば、顧客情報の取得（いわゆる KYC）の深度及び頻度が十分でない、リスクの高い取引を検知するためのシステムの検証が十分ではない、データの整備に遅れがみられる、コルレス先管理が適切でない、必要な人材の確保ができていない、業務委託やテクノロジー活用のための戦略がない等の課題があると認識。経営陣のリーダーシップの下、既存のプロセス、システムを検証した上で、必要な改善を速やかに行ってほしい。また、その前提として、日頃より、国内外の関係当局と密接にコミュニケーションを図り、先進的な金融機関の取組みを参考にすることが重要。
- 来年には FATF 第四次審査が開始される。現在、マネロン・テロ資金供与対策の「ガイドライン」案について、パブリック・コメントの結果を集計中だが、主要行においては、現状の対応がグローバルな要求水準と比較して十分な水準となっているか、ギャップ分析を行い、速やかに必要なアクションを取ってほしい。

(2) サイバーセキュリティ対策

（サイバーセキュリティへの取り組みについて、欧米の金融機関と主要行をはじめとした日本の金融機関を比較・分析した結果や課題について説明。）

- 主要行においては、いわゆる「脅威ベースのペネトレーションテスト」の実施などを含め、より高度な評価手法を用いて、「システム」整備などの技術面だけではなく「人」・「組織」や「プロセス」の課題を総合的に把握し、対応能力を更に引上げる取組みが重要になってきている。

- 各行においては、サイバーリスクを重大なコーポレート・リスクとして捉え、経営陣としてリーダーシップを発揮し、適切なリソースの配分を行うなど対応を加速させてほしい。

3. 国民の安定的な資産形成

- 低金利環境の継続により、伝統的な銀行業の収益性が低下する中、主要行においてはグループ連携を強化し、信託、証券等のビジネスの拡大により非金利収益を強化しようとしている。しかし、依然として、我が国の家計金融資産の半分以上が預貯金であり、銀行のバランスシートでは国債や日銀預け金が伸びているなど、国民の金融資産が有効に活用されていない。家計資産の分散投資が進み、それが国民の資産形成と、リスクマネーの供給を通じた経済の活性化につなげていくのが、重要な金融行政の課題。
- また、銀行自身もバランスシートの規模の適正化と大量の国債保有の縮減につなげていく必要がある。預金から投信等へのシフトを進めることは、この点でも有効。
- 今月から始まったつみたてNISAをそのための一つのきっかけにしてほしい。銀行の果たす役割は大きく、各行においては、制度の普及・利用促進が一層進むよう取り組むことを期待。

4. 銀行カードローン

- 銀行カードローンについては、残高の多い先を中心に12先に検査を実施し、これまでの結果を取りまとめ、1月26日に公表した。
- 多くの銀行では、全銀協の申し合わせ後、業務運営を見直し、過剰貸付の抑止を含めた利用者保護のための態勢整備に一定の改善が見られた。ただし、各銀行の取組みは緒に就いたばかりであり、取組み実施のスピードや実効性については、引き続き注視していく。
- 検査対象行のうち、一部の銀行においては、申込み時も含め、年収証

明書を取得しないまま、年収証明書取得基準を上回る融資増額を行う事例があった。こうした銀行は、多重債務発生抑制や利用者保護の観点から、適切な業務運営が確保されているとは言えず、改善を促した。

- 当庁においては、引き続き、検査実施先の改善状況をフォローアップし、必要に応じて更なる改善を促していく予定。また、銀行カードローンを取り扱っている全ての銀行に対して検査の実施を含めたモニタリングを継続していく。
- 主要行等においては、多重債務発生防止の観点から、より良い業務運営に向けて取り組むことを期待している。また、業務運営の見直しの結果、既存顧客からの相談が増えることも想定される。顧客からの相談に対しきめ細かく親身な対応を行ってほしい。

5. キャッシュレス社会の推進

- 我が国においては、海外諸国と比較して、キャッシュレス化が十分に進展しておらず、キャッシュレス決済の安全性・利便性の向上、事務手続の効率化、販売機会の拡大等を図ることが課題。
- 2017年の未来投資戦略においても、今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目標(KPI)として掲げている。
- こうした中、中国では、QRコードを使ったモバイル決済が急速に普及しており、我が国においても、モバイル決済を導入する動きが進展。
- キャッシュレス化を推進することは、個社の現金管理コスト等の経費削減などに資するのみならず、社会全体としての便益を高めることになる。また、海外発行カード対応ATMの設置への取組みと同様、インバウンド需要への対応にもつながり得る。
- 各行においては、それぞれモバイル決済・キャッシュレス化の取組みを進めているところだと思うが、銀行業界で協力すべき分野については、連携して推進していくことが望ましい。

6. 政策保有株の縮減

- メガバンクにおいては、約2年前に削減目標を公表し、政策保有株式の削減を進めてきているが、自己資本対比で見ると日本の銀行がバランスシートに保有する株式は欧米主要銀行と比べ依然としてはるかに高い状況。金融機関が経済や市場の変動に対する耐性を高め、ストレス時においても金融仲介機能を十分に発揮するためには、株価変動リスクの更なる縮減が必要。
- また、我が国のコーポレートガバナンス改革を更に深化させていく観点からも政策保有株式の縮減は重要。
- しかし、政策保有株式の縮減については、相手企業の理解がなかなか得られない等の指摘もある。こうした中、金融庁としても、「保有させている側の問題」について、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において検討項目の一つとして取り上げており、企業と投資家の対話の際のガイダンスの策定や必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを検討しているところ。各行と対話を続けながら、政策保有株式の更なる縮減を実現させていきたい。

7. 検査・監督の見直し

- 昨年春に検査・監督の見直しに関する有識者会議の報告を出し、それをベースに半年以上金融庁内で検討した上で、昨年12月に検査・監督の基本方針をパブリック・コメントにかけた（その考え方については[こちら](#)）。
- 当庁と主要行とのコミュニケーションは、この10年間で大きく改善したという認識。今後も建設的な対話をしながらより良いプラクティスと一緒に作っていきたい。

8. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績及び参考事例集の公表について

(1) 活用実績について

○ 経営者保証ガイドラインについて、昨年12月27日に、平成29年度上半期の民間金融機関における活用実績を公表した。

○ 全体の活用件数は約31万件と、前年同期比約13%増加(約4万件の増加)となり、新規融資全体に占める経営者保証に依存しない融資の割合については16.3%と、前年同期の実績と比べて1.8%ポイント上昇している。

○ また、代表者の交代時の対応状況について見ると、特に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が約38%であり、前期比約9.0%ポイント低下している。

事業承継時において、個人保証の必要性の十分な確認を行うことにより、原則新・旧経営者から二重で個人保証を徴求していない金融機関が増加するなど顕著にガイドラインの活用が進んだことが窺える。

○ 主要行においては、新規融資全体に占める経営者保証に依存しない融資の割合は引き続き、約36%と業界平均よりも高い実績となっている。

○ しかしながら、代表者の交代時の対応については、主要行の中の複数の金融機関において、新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が依然として際立っている先が見受けられる。

また、昨年意見交換会の場を通じて「二重で個人保証を徴求している割合が高いことは、外形上から判断すると、過度に個人保証に依存しているように考えられ、仮に、担保・保証に過度に依存しない融資を推進するという観点を踏まえてもなお、正当な理由がある場合には、是非、ご教示願いたい。」旨お願いしているところであるが、今回、二重で個人保証を徴求している割合が高い金融機関からは、その合理的な理由について十分な説明がないことから、引き続き、この点、合理的な理由などがあればご教示願いたい。

○ また、地域経済にとって重要な課題である事業承継を円滑に進める

観点から、ある地域銀行では、個人保証からの債権回収額のヒストリカルデータの分析を行い、その金額が極めて限定的であったこと、また顧客との対話時間を確保して顧客の事業性を十分に理解することで適切な信用供与が可能となることを踏まえて、代表者の交代時には、新・旧経営者から個人保証を取らないことを徹底している地域銀行も見受けられる。

- 円滑な事業承継に向けた金融仲介機能の発揮については、各金融機関により多様な考え方があると思われることから、経営トップがどのように考え、どのように顧客分析し、今後どのように取り組んでいくのか、よくよく議論したい。

(2) 参考事例集の公表について

- 金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促すため公表している参考事例集について、今回、新たに8事例を追加した改訂版を昨年12月27日に公表しており、その中から、新規融資時と債務整理時の1事例ずつを紹介する。

(新規融資時)

- ・ 財務基盤の安定性に不安が残るなど、ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業内容や成長可能性等を含めた事業性を評価することで、経営者保証を徴求しなかった事例

(債務整理時)

- ・ REVICを活用した医療法人の事業譲渡による抜本的な事業再生において、ガイドラインを踏まえて、保証人に対して、将来的に当該地域医療を支えることを目指した子息の大学進学費用を含めて、通常よりも多額の2千万円という資産を残した事例

- ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着に向けて、こうした取組事例を参考にしてほしい。

- なお、全国銀行協会が主体となって、企業の財務データ面だけでなく、企業の事業内容や成長可能性等を踏まえて個人保証の必要性を判断す

るようガイドラインのQ&Aを1月26日に改定したが、こういった業界によるガイドラインの活用に向けた自主的な対応は是非、継続してほしい。

- 金融庁としては、今後も金融機関との対話を通じて、各金融機関のガイドラインに係る取組状況について、更なる実態調査を進めていきたい。特に、主要行におかれては、地域金融機関のお手本となるよう引き続き、積極的な取組みをお願いしたい。

9. 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価の実施

- 金融行政の執行面において、有識者や外部からの意見や提言、批判等が金融行政に的確に反映されることが重要であり、こうした認識の下、今事務年度の金融行政方針に基づき、金融庁のガバナンス改革、モニタリングの品質管理の一環として、外部専門家（コンサルタント）による金融機関等へのヒアリング等を通じたモニタリングの品質に関する評価を実施することとしている。
- 具体的には、2月以降、外部業者から一部の銀行の複数の職階の方々に対し、モニタリングに対する評価や改善点、モニタリング現場における金融行政方針・モニタリング方針を踏まえた対応状況等について意見を聞くというもの。
- 今回の取組は、発言者の匿名性が業者により確保され、当庁には誰の意見か分からない仕組みとなっている。また、銀行組織の意見というよりは、当庁のモニタリングを受けた方の一個人としての生の意見を求めているものである。
- 新しい検査・監督においては、モニタリングの質や深度、当局としての対応についての適切な判断が確保されるよう、品質管理の仕組みを組織として整備することが、これまでのチェックリストを用いた最低基準の検証が主であった時代に比べ、一層重要であると考えており、この旨、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」に明記したところ。モニタリングの質を向上させていくためには、率直な意見を聞いて、改善につなげていくことが不可欠と考えており、当庁のモ

ニタリング等に対し感じている本音を語ってほしい。

- この取組みは、試行的に行うもので、対象となるのは一部の銀行であるが、今後、ヒアリング対象となった銀行の窓口担当の方に、外部業者からヒアリングの実施等に関する連絡が入ることになるので、協力をお願いしたい。

(以上)